

鹿児島大学病原体等安全管理規則 適用病原体		BSL	家伝法		感染症法					
			監視伝染病病原体		特定病原体等					
病原性微生物&毒素			重点管 理家畜 伝染病 病原体	要管理 家畜伝 染病病 原体	届出伝 染病等 病原体 (家畜伝 染病予 防法施 行規則 第56条 の27)	特定 種病 原体 等 (施行 令第15 条)	一種病 原体等 (法第6 条20)	二種病 原体等 (法第6 条21)	三種病 原体等 (法第6 条22)	四種病 原体等 (法第6 条23)
感染症法:H27.1.9感染症法整備等政令までの表の修正 家伝法:H25.3.1家伝法施行規則一部改正までの表の修正										
病原性微生物&毒素										
家畜伝染病病原体	モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(L株、BA—YS株及びRBOK株を除く。)(別名牛疫ウイルス)	3	○							
	マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののSC株に限る。)(別名牛肺炎菌)	3		○						
	アフトウイルス・フットアンドマウスディーズウイルス(別名口蹄疫ウイルス)	3	○							
	オルビウイルス・アフリカンホースシicknessウイルス(別名アフリカ馬疫ウイルス)	3		○						
	モルビリウイルス・ペストデプテリミナンウイルス(別名小反芻獣疫ウイルス)	3		○						
	ペステウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス(別名豚コレラウイルス)	3		○						
	アスフィウイルス・アフリカンスワインフィーバーウイルス(別名アフリカ豚コレラウイルス)	3	○							
	インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するもの(第56条の27第16号に掲げる病原体を除く。))に限る。(別名高病原性鳥インフルエンザウイルス)	3		○						
	週齢が満六週齢の鶏におけるIVPI(静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。)(一)が一・二を超えること。									
	週齢が満四週以上満八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント以上であること。									
	血清亜型がH5又はH7であつて、ヘマグルニチン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。									
	インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5又はH7であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの(前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体を除く。))に限る。(別名低病原性鳥インフルエンザウイルス)	2		○						
	A/chicken/Mexico/232/94/CPA(H5N2)									
	A-H5N9 TW68 Bio									
A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1)										
A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7)										
A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1)										
A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1)(SJRJG-166615)										
A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23)										
rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222)										
rg A/wooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243)										
監視伝染病病原体	モルビリウイルス・リンダーペストウイルス(L株、BA—YS株及びRBOK株に限る。)(別名牛疫ウイルス)	2			○					
	ベシキュロウイルス・ベシキュラー・ストマティティスアラゴアスウイルス(別名水胞性口炎ウイルス)	2			○					
	ベシキュロウイルス・ベシキュラー・ストマティティスインディアナウイルス(別名水胞性口炎ウイルス)	2			○					
	ベシキュロウイルス・ベシキュラー・ストマティティスニュージャージーウイルス(別名水胞性口炎ウイルス)	2			○					
	パストレラ・マルトシダ(荚膜抗原型がB又はEであるものあつて、菌体抗原型がHeddlestonの型別で二又は二・五であるものに限る。)(別名出血性敗血症菌)	2			○					
	ブルセラ・オピス(別名ブルセラ病菌)	2			○					
	マイコバクテリウム・ボービス(別名結核病菌)	2			○					
	マイコバクテリウム・カプレ(別名結核病菌)	2			○					
	届出伝染病病原体									
	レンチウイルス・エクインインフェクシャスアネミアウイルス(別名馬伝染性貧血ウイルス)	2			○					
	エンテロウイルス・スワインベシキュラー・ディーズウイルス(別名豚水胞病ウイルス)	2			○					
	インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(第五十六条の三第九号イからリまでに掲げる病原体に限る。)(別名低病原性鳥インフルエンザウイルス)	2			○					
	エイブラウイルス・ニューカッスルディーズウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。)(別名ニューカッスル病ウイルス)	2			○					
	鶏の初生ひなにおけるIOPIが〇・七以上であること。									
次のいずれにも該当すること。 (1) F蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。 (2) F蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。										
サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限る。)(別名家きんサルモネラ感染症菌)	2			○						
マカウイルス・アルセラバインヘルペスウイルス(別名悪性カタル熱ウイルス)	2			○						
マカウイルス・オバインヘルペスウイルス(別名悪性カタル熱ウイルス)	2			○						
インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(血清型がH3N8又はH7N7であるものであつて、馬から分離されたものに限る。)(別名馬インフルエンザウイルス)	2			○						
ベシウイルス・ベシキュラー・エグザンテマオプスウイルス(別名豚水胞病ウイルス)	2			○						

鹿児島大学病原体等安全管理規則 適用病原体		家伝法			感染症法										
		監視伝染病原体			特定病原体等										
		BSL	家畜伝染病原体(家畜伝染病予防法施行規則第56条の3)	届出伝染病原体(家畜伝染病予防法施行規則第56条の27)					重点管理家畜伝染病原体	要管理家畜伝染病原体	特定伝染病原体等(施行令第15条)	一種病原体等(法第6条20)	二種病原体等(法第6条21)	三種病原体等(法第6条22)	四種病原体等(法第6条23)
病原性微生物&毒素															
一種病原体等(特定一種病原体等を含む)	アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス	4					○	○							
	エボラウイルス属アイボリーコレストエボラウイルス、ザイルウイルス、スーダンエボラウイルス及びレストンエボラウイルス	4					○	○							
	オルソボックスウイルス属バリオラウイルス(別名痘そうウイルス)	4						○							
	ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィバーウイルス(別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス)	4					○	○							
	マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス	4					○	○							
	前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの(施行令第1条の3)								○						
	アレナウイルス属チャパレウイルス														
	エボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルス								○						
	エルシニア属ペステリス(別名ペスト菌)	3								○					
	クロストリジウム属ボツリヌム(別名ボツリヌス菌)	2								○					
ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス	3								○						
バシラス属アントラシス(別名炭疽菌)	3								○						
フランシセラ属ツラレンシス種(別名野兎病菌)亜種ツラレンシス及びホルアークティカ	2								○						
ボツリヌス毒素(人工合成毒素であって、その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一であるものを含む。)	2								○						
前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの									○						
コクシエラ属バーネットイ	3											○			
マイコバクテリウム属ツベルクローシス(別名結核菌)(イノニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるもの(※)に対し耐性を有するものに限る。)(施行令第1条の4)	3												○		
(※政令で定める薬剤)オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スバルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン															
(※政令で定める薬剤)アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン															
リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)	3												○		
リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)のうち固定毒株(弱毒株)	2												○		
前三号に掲げるもののほか、前三号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの(施行令第2条)															
アルファウイルス属イースタンエクイエンエンセファリテイスウイルス(別名東部ウマ脳炎ウイルス)、ウエスタンエクイエンエンセファリテイスウイルス(別名西部ウマ脳炎ウイルス)及びベネズエラエクイエンエンセファリテイスウイルス(別名ベネズエラウマ脳炎ウイルス)	3												○		
オルソボックスウイルス属モンキーボックスウイルス(別名サル痘ウイルス)	2												○		
コクシディオイデス属イミチス	3												○		
シンプレックスウイルス属Bウイルス	3												○		
バークホルデルリア属シュードマレイ(別名類鼻疽菌)及びマレイ(別名鼻疽菌)	3												○		
ハンタウイルス属アンデスウイルス、シンノンプレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス及びラグナネグラウイルス	3												○		
フラビウイルス属オムスクヘモラジックフィバーウイルス(別名オムスク出血熱ウイルス)、キャサナルフォレストデジーズウイルス(別名キャサナル森林病ウイルス)及びティックボーンエンセファリテイスウイルス(別名ダニ媒介脳炎ウイルス)	3												○		
ブルセラ属アボルタス(別名ウシ流産菌)、カニス(別名イヌ流産菌)、スイス(別名ブタ流産菌)及びメリテンシス(別名マルタ熱菌)	3												○		
フレボウイルス属SFTSウイルス及びリフトバレーフィーバーウイルス(別名リフトバレー熱ウイルス)	3												○		
ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス	3												○		
ヘニパウイルス属ニパウイルス及びヘンドラウイルス	3												○		
リケッチア属ジャポニカ(別名日本紅斑熱リケッチア)、ロフゼキ(別名発しんチフスリケッチア)及びリケッチイ(別名ロッキー山紅斑熱リケッチア)	3												○		
インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型が政令で定めるものであるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。(施行令第2条の2)	H2N2 H5N1 H5N1のうち弱毒株 H7N7 H7N7のうち弱毒株 H7N9 新型インフルエンザ等感染症の病原体	2 3 2 3 2 3 3												○	
エシェリヒア属コリー(別名大腸菌)(腸管出血性大腸菌に限る。)	2													○	
エンテロウイルス属ポリオウイルス	2													○	
クリプトスポリジウム属バルバム(遺伝子型が一型又は二型であるものに限る。)	2													○	
サルモネラ属エンテリカ(血清型がタイフ又はパラタイフAであるものに限る。)	3													○	
志賀毒素(人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。)	2													○	
シゲラ属(別名赤痢菌)ソクネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイディ	2													○	
ピブリオ属コレラ(別名コレラ菌)(血清型がO-又はO-三九であるものに限る。)	2													○	
フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス(別名黄熱ウイルス)	3													○	
マイコバクテリウム属ツベルクローシス(第三種病原体等に掲げる病原体を除く。)	3													○	
前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの															
クラミドフィラ属シッタシ(別名オウム病クラミジア)	2													○	
フラビウイルス属ウエストナイルウイルス	3													○	

感染症法

特定病原体等

鹿児島大学病原体等安全管理規則 適用病原体

感染症法: H27.1.9感染症法整備等政令までの表の修正
 家伝法: H25.3.1家伝法施行規則一部改正までの表の修正

			家伝法			感染症法				
			監視伝染病病原体			特定病原体等				
			重点管 理家畜 伝染病 病原体	要管理 家畜伝 染病病 原体	届出伝 染病等 病原体 (家畜伝 染病予 防法施 行規則 第56条 の27)	特定 種病原 体等 (施行 令第15 条)	一種病 原体等 (法第6 条20)	二種病 原体等 (法第6 条21)	三種病 原体等 (法第6 条22)	四種病 原体等 (法第6 条23)
	病原性微生物&毒素									
	るもの (施行令第3条)	フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティ スウイルス(別名日本脳炎ウイルス)及びデング ウイルス	2							○